

第2回糸満市総合教育会議

平成28年2月23日(火)

5-d会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 糸満市教育大綱について

(2) いじめ防止及びいじめ問題に関する例規等の整備について

3 報 告

(1) いじめ問題について

4 閉 会

目 次

糸満市いじめ防止基本方針	1
糸満市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例.....	12
糸満市いじめ問題専門委員会規則（案）	14
糸満市いじめ問題再調査委員会設置規則（案）	16

(案)

糸満市いじめ防止基本方針

平成 28 年 2 月

糸満市教育委員会

目次

はじめに

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	いじめの定義、いじめの理解	1
3	いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
	(4) 地域や家庭との連携	
	(5) 関係機関との連携	
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	3
1	いじめの防止等のために教育委員会が実施すべき施策	3
	(1) 基本方針の策定、点検、見直し	
	(2) 糸満市いじめ問題専門委員会の設置	
	(3) 糸満市いじめ問題再調査委員会の設置	
	(4) いじめの防止のための方策	
	(5) いじめを早期に発見するための方策	
	(6) いじめに対処するための方策	
	(7) 関係機関との連携	
	(8) 教職員の資質能力の向上	
	(9) 啓発活動	
2	いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	5
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) 学校に設置する組織等	
	(3) いじめの防止	
	(4) 早期発見	
	(5) いじめへの対処	
	(6) 学校評価、学校評議員会等の活用	
第3	重大事態への対処の方策	6
1	重大事態の意味	6
2	学校又は教育委員会による調査	7
	(1) 重大事態の報告	
	(2) 調査主体	
	(3) 調査を行う組織	
	(4) 事実関係を明確にするための調査の実施	
	(5) 心のケア、情報発信	
	(6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	
	(7) 市長への報告	
3	調査結果報告後の再調査及び措置	8
	(1) 再調査	
	(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	
第4	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	8
	別添 糸満市いじめ問題専門委員会規則	
	別添 糸満市いじめ問題再調査委員会規則	
	別添 重大事態への対処のフローチャート	

はじめに

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）は、平成 25 年 6 月 28 日に公布され、同年 9 月 28 日に施行されました。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等に関する基本理念や行政の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めたものです。

子どもは、豊かな人間性や思いやりの心が満ちあふれる中で育てていかななくてはなりません。すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめに対して、未然に防止し、早期に発見し、適切に対処していくことが重要です。

糸満市においては、「子ども主体の学び合い高め合う授業づくり」や「認め合い支え合う支持的風土の学級づくり」「地域とともにある学校づくり」の 3 施策を展開し、子どもたちが自己の良さを生かし、仲間と助け合い、協力しながら、自己の目標達成に日々努力し成長しながら成就感、自己有用感を高める教育活動を展開しています。

市内の子どもたちは、一人ひとりかけがえのない存在であり、地域の宝として健やかに育つことは、市民全体の願いでもあり、市内の学校が子どもたちにとって、いじめのない最も安全で安心な学びの場でなければなりません。

こうした教育の場とするため、糸満市は、いじめ防止対策推進法に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「沖縄県いじめ防止基本方針」によるほか、糸満市立小中学校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「糸満市いじめ防止基本方針」を策定しました。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家族その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
(いじめ防止対策推進法第3条)

このため、糸満市教育委員会では、「認め合い支え合う支持的風土の学級づくり」「子ども主体の学び合い高め合う授業づくり」「地域とともにある学校づくり」の3施策を推進し、すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

2 いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

また、いじめは、単にいじめられている児童生徒といじめる児童生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の反応が大きく影響している。

よって、いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、全ての児童生徒等に関する問題（集団の問題）であることを認識する必要がある。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にに関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、直ちに関係する児童生徒の安全を確保する。また、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。その後、加害、被害児童生徒の話を真摯に聴取、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探り、解決を図る。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が重要である。いじめの問題について、PTA や地域の関係機関と連携する体制を構築することも必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめ問題の対応においては、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会は関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために教育委員会が実施すべき施策

(1) 基本方針の策定、点検、見直し

この基本方針による取組みが、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 糸満市いじめ問題専門委員会の設置

糸満市教育委員会は、いじめの防止等に関する調査や対応を図るため、学校、教育委員会、人権擁護委員、民生委員児童委員、保護司、その他の関係者により構成される「糸満市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を別添の規則により設置する。

(3) 糸満市いじめ問題再調査委員会の設置

市長は、再調査が必要な場合は、「糸満市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を別添の規則により設置する。

この再調査委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(4) いじめの防止のための方策

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などを充実させ、豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、規範意識や思いやりの心などを育成する教育を推進する。
- ② 市学力向上推進協議会と連携し、認め合い支え合う支持的風土の学級づくり・子ども主体の学び合い高め合う授業づくり・地域とともにある学校づくりの3施策を通して、いじめのない学校作りを推進する。
- ③ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、6月を「いじめ防止啓発月間」とする。
- ④ 各校からのいじめの調査結果を集約し、必要に応じて担当指導主事等による適切な指導支援を行う。
- ⑤ 教職員に対し、いじめ防止等に関する実効性のある研修を6月の「いじめ防止啓発月間」前に実施し、いじめをしない、させない学級・学校づくりを行う。
- ⑥ 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、市青少年育成市民会議や学校、家庭、地域社会との連携を円滑に行えるよう、必要な支援その他の体制を整備する。
- ⑦ ネットいじめの未然防止を図り、問題となる情報が発覚した場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行う。

また、児童生徒及び保護者に対して情報モラル教育等を推進するなど、学校と連携、協力して、啓発活動を行う。

(5) いじめを早期に発見するための方策

- ① 児童生徒、保護者、教職員及び地域住民がいじめに関する相談を効果的に行うことができるように、心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーや、とびうお教室相談員、市青少年センター教育相談員等を活用し、いじめの早期発見や被害者の心のケアに努める相談体制を整備する。
- ② 児童生徒に対する定期的な「いじめに関するアンケート調査」のとりまとめを行い、状況を把握し、対応に努める。
- ③ 各学校の「いじめ防止基本方針」を踏まえたいじめの早期発見と対応を支援するとともに、研修等で早期発見対応能力を高める。

(6) いじめに対処するための方策

- ① 学校からいじめの報告を受けた場合、必要に応じ、担当指導主事などを学校に派遣し、学校と教育委員会の連携のもと、指導・助言や調査等を行う。
- ② いじめを受けた児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要と認める場合は、いじめを行った児童生徒の別室での学習や、学校教育法に基づく出席停止制度の活用などにより対処する。

(7) 関係機関との連携

- ① いじめ防止等のための対策が適切に行われるには、警察や児童相談所などの関係機関との連携が必要であるため、平素から関係機関の担当者との情報共有の機会を設けるなどの体制を整備する。
- ② いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍しない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校間の連携協力を推進する。
- ③ 糸満市立学校、糸満市 PTA 連合会、糸満市警察署、その他の関係者の代表者等で構成する「糸満市いじめ防止対策連絡会」を組織し、いじめ防止に関する取り組みの強化、充実を図る。

(8) 教職員の資質能力の向上

- ① 教職員全体がいじめに対して正しく理解し、適切に対応できるように啓発する。
- ② 予防的・課題解決的な指導を推進するための教職員の専門性を高めるために、〔児童、生徒への理解〕〔いじめ防止等の対策に関する研修〕等への参加を促進する。

(9) 啓発活動

- ① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度及び救済制度の具体的内容等について、児童生徒、保護者及び教職員に対し、必要な広報、その他の啓発活動を行う。

- ② 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針、市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めるものとする。学校いじめ防止基本方針は、努めて学校のホームページ等で公表することが望ましい。

また、策定にあたっては児童生徒、保護者や地域の意見を積極的に取り入れるよう留意する。

(2) 学校に設置する組織等

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

また、必要に応じて心理や福祉の専門家等の参加を求めることも考えられる。心理や福祉の専門家については、スクールカウンセラー、教育相談員、スクールソーシャルワーカーなどの協力を求める。

(3) いじめの防止

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、6月の「いじめ防止啓発月間」を中心にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう学び合い高め合う授業づくりや集団づくりを行うこと。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び支持的風土の学級・学校をつくる。

教職員においても、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

未然防止のための情報モラル教室などを実施する。

(4) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。早期発見のための具体策として、関係機関からのアンケートや学校独自のアンケート、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(5) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(6) 学校評価、学校評議員会等の活用

学校は、学校評価を活用し、いじめについて、その実態把握や対応が適切に行われるよう、いじめの早期発見、再発防止の取り組み等を適正に評価し改善に努める。また、学校評議員会や中学校区青少年育成協議会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第3 重大事態への対処の方策

1 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条）

(1) の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

(2) の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

なお、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」と考えたとしても原因把握に努める。

2 学校又は教育委員会による調査

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会に直ちに報告し、教育委員会は市長に報告する。

(2) 調査主体

学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合とする。

学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や支援を行う。

(3) 調査を行う組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、速やかにその下に調査組織を設ける。

教育委員会が、「いじめ問題専門委員会」に諮問し、調査を行う。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(から)、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、可能な限り網羅的に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合の対応

いじめを受けた児童生徒の話をていねいに聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員を含めた関係者から、いじめ事案の十分な聴き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童生徒及び情報提供者などに被害が及ばないように十分に配慮する。

また、いじめを受けた児童生徒には、スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合の対応

いじめを受けた児童生徒の何らかの事情により、児童生徒からの聴き取りが困難な場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

(5) 心のケア、情報発信

教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行うとともに、情報発信、個人のプライバシーに配慮しながら、遅滞のない正確な情報発信に努める。

(6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

(7) 市長への報告
調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

3 調査結果報告後の再調査及び措置

(1) 再調査

① 上記(7)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、糸満市いじめ問題再調査委員会を設置する。(別添規則参照)

② 糸満市いじめ問題再調査委員会の構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努力する。

再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

① 市長は、再調査の結果を踏まえ、「総合教育会議」において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

② 再調査の結果について、市長は市議会に報告する。

③ 小・中学校について再調査を行ったときは、その結果を必要に応じて関係機関に報告する。内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

第4 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

教育委員会は、糸満市いじめ防止基本方針の策定後においても、国・県の動向や社会情勢を勘案して、当該いじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとする。

また、教育委員会は小・中学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、いじめの防止等のための取組に対して必要な指導・援助を行う。

糸満市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

糸満市附属機関設置に関する条例（平成 7 年糸満市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項の次に次のように加える。

糸満市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定による調査に関すること。
----------------	--

別表教育委員会の項の次に次のように加える。

糸満市いじめ問題専門委員会	いじめ防止等の対策に関すること。
---------------	------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。⇒いじめ問題専門委員会

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。⇒いじめ問題再調査委員会
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

糸満市いじめ問題専門委員会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、糸満市附属機関の設置に関する条例（平成7年糸満市条例第25号）第3条の規定に基づき、糸満市いじめ問題専門委員会（以下、「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第2条 専門委員会は、基本方針の第3の2の（3）の規定により、教育委員会からの諮問に基づき、いじめ問題について調査・研究し報告する。

2 糸満市立小中学校長会、糸満市PTA連合会、糸満警察署、その他の関係機関の代表者で構成する「糸満市いじめ防止対策連絡会」と連携し、いじめ防止に関する取り組みの充実を図る。

（機能）

第3条 専門委員会の機能は、基本方針に基づくいじめ防止のための調査研究等、有効な対策を検討するため協議を行う。

2 糸満市立小中学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

3 いじめ事案について、自ら調査を行う必要がある場合には、基本方針の第3の2の（4）の規定を踏まえ対応する。

4 基本方針の第3の2の（5）、（6）及び（7）の規定を踏まえ、心のケアへの対応や適時適切に情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

5 調査結果は、速やかに教育長に報告する。

（組織）

第4条 専門委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校長代表
- (3) 民生委員児童委員代表
- (4) 人権擁護委員
- (5) 糸満市教育委員会事務局
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

（任期等）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員及び補欠委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 専門委員会は、委員（議事に関係する補欠委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会指導部学校教育課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

糸満市いじめ問題再調査委員会設置規則（案）

（設置）

第1条 この規則は、いじめ防止推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項及び糸満市附属機関設置に関する条例（平成7年糸満市条例第25号）第3条の規定に基づき、いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、その結果を市長に答申する。

（組織）

第3条 委員の委嘱は、前条による市長の諮問を行う必要があるときに、その都度行うものとする。

2 委員会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 弁護士
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の委嘱は、前条による市長の諮問に係る事案の関係者以外の者とする。

4 委員の期間は、第1項で委嘱した日から市長に答申した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選でこれを定めるものとする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくはその説明を聞き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（委員等の守秘義務）

第7条 委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画開発部政策推進課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。